

■令和5年度 第三計画期間 第一区分事業所 認定基準、ガイドライン改正表

番号	区分	種別	ページ	項目	修正箇所	修正内容
1	1	基準	7	3(4) ア 各評価項目の評価分類	建物の竣工年度による緩和措置の適用がある評価項目については、全てのエネルギー管理責任者に係る当該認定事業所の全ての建物の中で最も新しい建物の竣工年度で緩和措置の適用又は不適用を判断する。 設備の設置年度による緩和措置の適用がある評価項目については、全てのエネルギー管理責任者に係る当該認定事業所の全ての設備の中で最も新しい設備の設置年度及び最も古い設備の設置年度で緩和措置の適用又は不適用を判断する。	建物の竣工年度及び設備の設置年度による緩和措置の適用がある評価項目については、エネルギー管理責任者ごとではなく、認定事業所全体で緩和措置の適用又は不適用を判断する。
1	1	ガイドライン	20	第二部 第2章 4	また、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。ただし、(2)及び(3)の電子データは検証を終了した最終のデータとする。	また、(2)、(3)、及び(8)は原則、電子データで提出するものとする。 (4)、(5)及び(6)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。 ただし、(2)及び(3)の電子データは検証を終了した最終のデータとする。
2	1	ガイドライン	22	第二部 第3章 1(3)	なお、イ及びウについては、書類に加え、電子データも提出するものとする。	なお、 イ及びウ 及びエについては、 書類に加え 原則、電子データでも提出するものとする。
3	1	ガイドライン	26	第二部 第3章 3(1) ア	また、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。ただし、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。	また、(イ)、(ウ)、及び(ク)は原則、電子データで提出するものとする。 (エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。 ただし、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。
4	1	ガイドライン	28	第二部 第3章 3(2) ウ	また、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。ただし、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。	また、(イ)、(ウ)、及び(ク)は原則、電子データで提出するものとする。 (エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。 ただし、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。
5	1	ガイドライン	44	第三部 第2章 1(1) オ	原則として、事業所内のテナント所有分の設備も評価対象に含めるものとする。 ただし、主たる用途が事務所又はテナントビルの場合は、100㎡未満の店舗テナントに限り、その合計が2,000㎡未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。 (除外する店舗を評価項目ごとに変更することはできない。) 次の(ア)から(オ)までの設備(設備の分類は調書における分類による。)については、それぞれ(ア)から(オ)までに規定した取扱いとす。 なお、事務所テナント所有分、店舗テナント所有分とは、次のものとする。	テナント部分が空き室であった場合でも、評価の対象とする。また、原則として、事業所内のテナント所有分の設備も評価対象に含めるものとする。 ただし、主たる用途が事務所又はテナントビルの場合は、100㎡未満の店舗テナントに限り、その合計が2,000㎡未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。(除外する店舗を評価項目ごとに変更することはできない。) 次の(ア)から(オ)までの設備(設備の分類は調書における分類による。)については、それぞれ(ア)から(オ)までに規定した取扱いとす。 なお、 テナント所有のうち、事務所テナント所有分、店舗テナント所有分とは、次のものとする。
6	1	ガイドライン	45	第三部 第2章 1(1) オ(ア)	事務所テナント所有分は、評価の対象に含めなくてもよい。ただし、100㎡以上のサーバー室等の情報通信施設に設置されたもの及び社員食堂等に利用されているものは、評価の対象に含めるものとする。 テナント所有で、かつ建物全体の総冷熱源容量の5%に満たない熱源機器(関連する冷却塔、空調用ポンプ、空調機、ファンコイルユニットを含む。)、パッケージ形空調機は、その合計が5%未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。	テナント所有で、かつ建物全体の総冷熱源容量の5%に満たない熱源機器、パッケージ形空調機は、その合計が5%未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。なお、上記の熱源機器に関連する冷却塔、空調用ポンプ、空調機、ファンコイルユニットも評価対象から除外することができる。 事務所テナント所有分は、評価の対象に含めなくてもよい。ただし、100㎡以上のサーバー室等の情報通信施設に設置されたもの及び社員食堂等に利用されているものは、評価の対象に含めるものとする。 テナント所有で、かつ建物全体の総冷熱源容量の5%に満たない熱源機器(関連する冷却塔、空調用ポンプ、空調機、ファンコイルユニットを含む。)、パッケージ形空調機は、その合計が5%未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。
7	1	ガイドライン	47	第三部 第2章 1(4)	Ⅰ一般管理事項のうち3.1~3.2、3.4~3.7及び4.8の評価項目及びⅡ建物及び設備性能に関する事項において採用したシステム及び制御手法は、運用上も活用している場合において評価する。	Ⅰ一般管理事項のうち3.1~3.2、3.4~3.7及び4.8の評価項目及びⅡ建物及び設備性能に関する事項において採用したシステム及び制御手法は、運用上も活用している場合において評価する。 メーカー回答書を根拠書類とする場合は、その書類に日付、メーカー名、責任者の氏名、部署名、連絡先、押印(認印、電子印鑑を含む。)が必要となる。
8	1	ガイドライン	51	第三部 第2章 2(1) ウ(ア)	床面積は、前年度末時点の各用途の廊下、便所等の共用部分を含んだ建築基準法に基づく面積とし、複合用途の場合は全体共用面積を、駐車場を除いた各用途の面積比で案分したものを、駐車場を除いた各用途の面積に加えた数値とする。	床面積は、 建築基準法に基づいて算定した面積とする。用途は前年度末時点のものとし、認定基準別表第7の用途ごとに廊下、便所等の共用部分を含んだ床面積を記入する。 複合用途の場合は全体共用面積を、駐車場を除いた各用途の面積比で案分したものを、駐車場を除いた各用途の面積に加えた数値とする。
9	1	ガイドライン	53	第三部 第2章 2(1) エ	右記を追加	コージェネレーションの場合、"特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン"のコージェネレーションシステムにおける事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成に基づき算定する。なお、排出係数は一次エネルギー換算係数、排出量は一次エネルギー消費量と読み替えて算定する。事業所で使用する電気の一次エネルギー換算係数は、コージェネレーションにより製造した電気の一次エネルギー換算係数と小売電気事業者から供給された電気の一次エネルギー換算係数を、コージェネレーションにより製造した電力量と小売電気事業者からの電気使用量に基づき、加重平均して算定する。
10	1	ガイドライン	55	第三部 第2章 3	右記を削除	メーカー回答書を根拠書類とする場合は、その書類に日付、メーカー名、責任者の氏名、部署名、連絡先、押印(認印、電子印鑑を含む。)が必要となる。
11	1	ガイドライン	59	第三部 第2章 3(2) オ	種別(空気熱源、水熱源、電気式、ガスエンジンヒートポンプ式、電算室用)、	種別(空気熱源 又は 水熱源、電気式 又は ガスエンジンヒートポンプ式、電算室用)、
12	1	ガイドライン	83	Ⅰ4.2 CO2排出量の管理	(1)建物全体のCO2排出量及び延床面積当たりのCO2排出量原単位の算出及び集計を行い、CO2排出量の目標値に対する進捗管理が実施されている場合は、その頻度を選択する。*1	(1)建物全体のCO2排出量及び延床面積当たり の CO2排出量原単位の算出及び集計を行い、CO2排出量の目標値に対する進捗管理が実施されている場合は、その頻度を選択する。*1
13	1	ガイドライン	89	Ⅰ4.7 コミッショニング(性能検証)の実施	【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 (1)新築、増築又は改修時の竣工後、1年以上に渡って、運用段階のコミッショニング(性能検証)*1が実施され、次のアからキまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。 (4)レトロ・コミッショニング*9も対象とする。	【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 (1)新築、増築又は改修時の竣工後、1年以上に渡って、運用段階のコミッショニング(性能検証)*1が実施され、次のアからキまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。 なお、レトロ・コミッショニング*2も対象とする。 (4)削除
14	1	ガイドライン	110 112 113 135 140 196 215 216	Ⅱ3a.2 高効率冷却塔の導入 Ⅱ3a.3 高効率空調用ポンプの導入 Ⅱ3b.1 高効率ファンの導入 Ⅱ3b.3 高効率給水ポンプの導入 Ⅱ3d.1 高効率エフコンプレッサの導入 Ⅱ3f.4 高効率プロウ・その他設備に係る高効率ポンプの導入	【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】※部分 国際規格IEC60034-30及びJIS C 4034-30で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3クラスを満たすものをプレミアム高効率(IE3)モータ、IE2クラスを満たすものが高効率(IE2)モータとする。	【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】※部分 国際規格IEC60034-30及びJIS C 4034-30で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3クラスを満たすものをプレミアム効率(IE3)モータ(JIS C 4213)、IE2クラスを満たすものが高効率(IE2)モータ(JIS C 4212)とする。
15	1	ガイドライン	117	Ⅱ3a.8 熱源の台数制御の導入	【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 (2)地域冷暖房受入又はパッケージ形空調機で建物全体の総冷熱源容量の2/3を超える熱負荷を賅っている場合、又は熱源機器が無い場合は、「熱源機器無し」を選択する。	【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 (2)地域冷暖房受入 又は及び パッケージ形空調機で建物全体の総冷熱源容量 又は熱源機器総冷能力 の2/3を超える熱負荷を賅っている場合、又は熱源機器が無い場合は、「熱源機器無し」を選択する。
16	1	ガイドライン	212	Ⅱ3f.1 グリーン購入法適合商品のオフィス機器の導入	【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 (3)全てテナント(建築主及び総量削減義務の対象者を除く。)、ビル管理者、認定申請事業所の清掃会社及び認定申請事業所の工事会社の使用分のみである場合、「テナント使用分のみ」を選択する。 【検証チェック項目】 □オフィス機器全台数(建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。)に対する割合を根拠書類で確認できるか。 □評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 □テナントが建築主又は総量削減義務の対象者となっている場合は、評価対象となっているか。 □除外する場合、全てテナント(建築主及び総量削減義務の対象者を除く。)、ビル管理者、認定申請事業所の清掃会社及び認定申請事業所の工事会社の使用分のみであること、又は主たる用途が情報通信施設又は熱供給施設であることを、根拠書類で確認できるか。	【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 (3)全てテナント(建築主及び総量削減義務の対象者を除く。)、ビル管理者、認定申請事業所の清掃会社及び認定申請事業所の工事会社の使用分のみである場合、「テナント使用分のみ」を選択する。 【検証チェック項目】 □オフィス機器全台数(建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。)に対する割合を根拠書類で確認できるか。 □評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 □テナントが 建築主又は 総量削減義務の対象者となっている場合は、評価対象となっているか。 □除外する場合、全てテナント(建築主及び総量削減義務の対象者を除く。)、ビル管理者、認定申請事業所の清掃会社及び認定申請事業所の工事会社の使用分のみであること、又は主たる用途が情報通信施設又は熱供給施設であることを、根拠書類で確認できるか。
17	1	ガイドライン	237	Ⅲ1b.1 室使用開始時の空調起動時間の適正化	【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 (1)室の使用開始時間に合わせた季節ごと(夏季、冬季、中間期ごと)の空調起動時間の適正化が実施され、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、主たる居室の床面積に対する割合を選択する。 ア 空調機の場合は、外気を遮断した状態で空調が開始され、目標温度に達した時刻と室の使用時刻までの時間差が15分以内であり、その実施記録がある。 イ 外調機の場合は、室の使用時刻から運転が開始され、その実施記録がある。 ウ 自動制御による最適起動制御が有効に機能している。	【取組状況の程度を選択又は記入に係る判断基準】 (1)室の使用開始時間に合わせた季節ごと(夏季、冬季、中間期ごと)の空調起動時間の適正化が実施され、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、主たる居室の床面積に対する割合を選択する。 ア 全ての季節において目標温度に達した時刻が室の使用時刻の15分前より後で、かつ室の使用時刻から外気導入が開始され、その実施記録がある。 イ 自動制御による最適起動制御が有効に機能している。

18	1	ガイドライン	283	III2a.3	熱源用制御機器の点検及び制御バルブ等の作動チェック	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(1) 熱源用制御機器の点検※1及び制御バルブ等の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからエまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1：熱源用制御機器の点検とは、熱源システム、熱交換器及び空調用ポンプシステムの制御機器が正常に動作しているかどうかを確認すること、かつ温度計、圧力計、流量計等のセンサー類の精度を確認することとする。</p> <p>※2：制御バルブ等の作動チェックとは、冷水、温水、冷温水、蒸気等の制御バルブが正常に動作しているかどうかを確認することとする。</p>	<p>(1) 熱源用制御機器※1の点検※1及び制御バルブ等※2の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからエまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1：熱源用制御機器の点検とは、熱源システム、熱交換器及び空調用ポンプシステムの制御機器が正常に動作しているかどうかを確認すること、かつ温度計、圧力計、流量計等のセンサー類の精度を確認することとする。</p> <p>※2：制御バルブ等の作動チェックとは、冷水、温水、冷温水、蒸気等の制御バルブが正常に動作しているかどうかを確認することとする。</p>
19	1	ガイドライン	288	III2b.2	センサー類の精度チェック及び制御ダンパ等の作動チェック	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(1) センサー類の精度チェック※1及び制御ダンパ等の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからウまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1：センサー類の精度チェックとは、温湿度計、CO2濃度計等のセンサー類の精度を確認することとする。</p> <p>※2：制御ダンパ等の作動チェックとは、外気取入制御や風量制御等を行う制御ダンパ類が正常に動作しているかどうかを確認することとする。</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(1) センサー類※1の精度チェック※1及び制御ダンパ等※2の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからウまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1：センサー類の精度チェックとは、温湿度計、CO2濃度計等のセンサー類の精度を確認することとする。</p> <p>※2：制御ダンパ等の作動チェックとは、外気取入制御や風量制御等を行うVAVや制御ダンパ類、空調機コイル廻りの制御バルブ等が正常に動作しているかどうかを確認することとする。</p>

※ページ数は、2023年4月公開版のページ数を示す。

番号	区分	種別	ページ	項目	修正箇所	修正内容
1	2	基準	7	3 (4) ア 各評価項目の評価分類	設備の設置年度による緩和措置の適用がある評価項目については、全てのエネルギー管理責任者に係る当該認定事業所の全ての設備の中で最も新しい設備の設置年度及び最も古い設備の設置年度で緩和措置の適用又は不適用を判断する。	設備の設置年度による緩和措置の適用がある評価項目については、エネルギー管理責任者ごとではなく、認定事業所全体で緩和措置の適用又は不適用を判断する。
1	2	ガイドライン	20	第二部 第2章 4	また、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。ただし、(2)及び(3)の電子データは検証を終了した最終のデータとする。	また、(2)、(3)、及び(8)は原則、電子データで提出するものとする。 (4)、(5)及び(6)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。 ただし(2)及び(3)の電子データは検証を終了した最終のデータとする。
2	2	ガイドライン	22	第二部 第3章 1 (3)	なお、イ及びウについては、書類に加え、電子データも提出するものとする。	なお、イ及びウについては、書類に加え原則、電子データでも提出するものとする。
3	2	ガイドライン	26	第二部 第3章 3 (1) ア	また、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。ただし、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。	また、(イ)、(ウ)、及び(ク)は原則、電子データで提出するものとする。 (エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。 ただし(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。
4	2	ガイドライン	28	第二部 第3章 3 (2) ウ	また、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。ただし、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。	また、(イ)、(ウ)、及び(ク)は原則、電子データで提出するものとする。 (エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。 ただし(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。
5	2	ガイドライン	47	第三部 第2章 1 (4)	I 一般管理事項のうち3.1~3.2、3.4~3.7及び4.8の評価項目及びII 建物及び設備性能に関する事項において採用したシステム及び制御手法は、運用上も活用している場合において評価する。	I 一般管理事項のうち3.1~3.2、3.4~3.7及び4.8の評価項目及びII 建物及び設備性能に関する事項において採用したシステム及び制御手法は、運用上も活用している場合において評価する。 メーカー回答書を根拠書類とする場合は、その書類に日付、メーカー名、責任者の氏名、部署名、連絡先、押印(認印、電子印鑑を含む。)が必要となる。
6	2	ガイドライン	51	第三部 第2章 2 (1) ウ (ア)	認定基準 別表第7の含まれる用途の欄に該当する室の床面積を床面積の欄にそれぞれ記入する。床面積は、前年度末時点の各用途の廊下、便所等の共用部分を含んだ建築基準法に基づく面積とし、複合用途の場合は全体共用面積を、駐車場を除いた各用途の面積比で案分したものを、駐車場を除いた各用途の面積に加えた数値とする。	床面積は、建築基準法に基づいて算定した面積とする。用途は前年度末時点のものとし、認定基準別表第7の用途ごとに廊下、便所等の共用部分を含んだ床面積を記入する。 複合用途の場合は全体共用面積を、駐車場を除いた各用途の面積比で案分したものを、駐車場を除いた各用途の面積に加えた数値とする。
7	2	ガイドライン	59	第三部 第2章 3	右記を削除	メーカー回答書を根拠書類とする場合は、その書類に日付、メーカー名、責任者の氏名、部署名、連絡先、押印(認印、電子印鑑を含む。)が必要となる。
8	2	ガイドライン	64	第三部 第2章 3 (2) オ	種別(空気熱源、水熱源、電気式、ガスエンジンヒートポンプ式、電算室用)、	種別(空気熱源又は水熱源、電気式又はガスエンジンヒートポンプ式、電算室用)、
9	2	ガイドライン	112	II 1b.3 熱源の台数制御の導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (2) 地域冷暖房受入又はパッケージ形空調機で建物全体の総冷熱源容量の2/3を超える熱負荷を賅っている場合、又は熱源機器が無い場合は、「熱源機器無し」を選択する。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (2) 地域冷暖房受入又はパッケージ形空調機で建物全体の総冷熱源容量又は熱源機器総冷却能力の2/3を超える熱負荷を賅っている場合、又は熱源機器が無い場合は、「熱源機器無し」を選択する。
10	2	ガイドライン	116 118 143 157 158 169 171 332 333 432 435 459 467 477 482 484 506 512	II 1b.7 高効率冷却塔の導入 II 1b.8 高効率熱源ポンプの導入 II 1e.1 高効率エアコンプレッサの導入 II 1e.1.1 高効率給水ポンプ II 1f.1 排水処理用の高効率ポンプ・ブロワの導入 II 1f.2 高効率空調機の導入 II 2a.3 高効率空調・換気用ファンの導入 II 2a.4 (工場) (工場) II 5e.8 生産プロセスにおける高効率ポンプの導入 II 5e.9 (上水道) 生産プロセスにおける高効率ブロワ・ファンの導入 II 5a.1 (下水道) 高効率上水道ポンプの導入 II 5a.2 高効率ブロワ・ファンの導入 II 5b.5 (下水道) 高効率主ポンプの導入 II 5c.2 高効率返送汚泥ポンプの導入 II 5c.4 高効率ばっ気用ブロワの導入 II 5a.3 (廃棄物) 高効率汚泥輸送ポンプの導入 II 5a.3 高効率汚泥脱水装置の導入 II 5b.3 (廃棄物) 高効率脱臭ファンの導入 通風設備の高効率ブロワの導入	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】※部分 国際規格IEC60034-30及びJIS C 4034-30で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3クラスを満たすものをプレミアム高効率 (IE3) モータ、IE2クラスを満たすものが高効率 (IE2) モータとする。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】※部分 国際規格IEC60034-30及びJIS C 4034-30で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3クラスを満たすものをプレミアム効率 (IE3) モータ (JIS C 4213)、IE2クラスを満たすものが高効率 (IE2) モータ (JIS C 4212) とする。
11	2	ガイドライン	214	II 2e.1 グリーン購入法適合商品のオフィス機器の導入	【検証チェック項目】 □オフィス機器全台数(建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。)に対する割合を根拠書類で確認できるか。	【検証チェック項目】 □オフィス機器全台数(建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。)に対する割合を根拠書類で確認できるか。
12	2	ガイドライン	273	III 2b.3 熱源用制御機器の点検及び制御バルブ等の作動チェック	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 熱源用制御機器の点検※1及び制御バルブ等の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからエまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。 ※1:熱源用制御機器の点検とは、熱源システム、熱交換器及び空調用ポンプシステムの制御機器が正常に動作しているかどうかを確認すること、かつ温度計、圧力計、流量計等のセンサー類の精度を確認することとする。 ※2:制御バルブ等の作動チェックとは、冷水、温水、冷温水、蒸気等の制御バルブが正常に動作しているかどうかを確認することとする。	(1) 熱源用制御機器※1の点検※1及び制御バルブ等※2の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからエまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。 ※1:熱源用制御機器の点検とは、熱源システム、熱交換器及び空調用ポンプシステムの制御機器が正常に動作しているかどうかを確認すること、かつ温度計、圧力計、流量計等のセンサー類の精度を確認することとする。 ※2:制御バルブ等の作動チェックとは、冷水、温水、冷温水、蒸気等の制御バルブが正常に動作しているかどうかを確認することとする。
13	2	ガイドライン	281	III 3a.2 室使用開始時の空調起動時間の適正化	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 室の使用開始時間に合わせた季節ごと(夏季、冬季、中間期ごと)の空調起動時間の適正化が実施され、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、主たる居室の床面積に対する割合を選択する。 ア 空調機の場合は、外気を遮断した状態で空調が開始され、目標温度に達した時刻と室の使用時刻までの時間差が15分以内であり、その実施記録がある。 イ 外調機の場合は、室の使用時刻から運転が開始され、その実施記録がある。 ウ 自動制御による最適起動制御が有効に機能している。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) 室の使用開始時間に合わせた季節ごと(夏季、冬季、中間期ごと)の空調起動時間の適正化が実施され、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、主たる居室の床面積に対する割合を選択する。 ア 全ての季節において目標温度に達した時刻が室の使用時刻の15分前より後で、かつ室の使用時刻から外気導入が開始され、その実施記録がある。 イ 自動制御による最適起動制御が有効に機能している。
14	2	ガイドライン	304	III 4a.2 センサー類の精度チェック及び制御ダンパ等の作動チェック	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) センサー類の精度チェック※1及び制御ダンパ等の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからウまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。 ※1:センサー類の精度チェックとは、温湿度計、CO2濃度計等のセンサー類の精度を確認することとする。 ※2:制御ダンパ等の作動チェックとは、外気取入制御や風量制御等を行う制御ダンパ類が正常に動作しているかどうかを確認することとする。	【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1) センサー類※1の精度チェック※1及び制御ダンパ等※2の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからウまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。 ※1:センサー類の精度チェックとは、温湿度計、CO2濃度計等のセンサー類の精度を確認することとする。 ※2:制御ダンパ等の作動チェックとは、外気取入制御や風量制御等を行うVAVや制御ダンパ類、空調機コイル廻りの制御バルブ等が正常に動作しているかどうかを確認することとする。

※ページ数は、2023年4月公開版のページ数を示す。